

第一節 祖先崇拜

支那民族は古来祖先崇拜の念厚く祖宗の祭祀をもって人道の教義となし治国の要道となしきたれり。その流をつぐ台湾人もまた祖先を崇拜し各家正堂の正位に代々の神主を置き朝夕焼香礼拝す。神主とは我が国の位牌にして、周の武王、紂を討つにあたり、その父の神主を駕に請して行けり。支那において神主あるはこれより始まるという。その神主は死者の靈魂を憑依せしめ、死者なお存するがごとくにして朝夕礼拝をなすものなり。ならびに子孫不規放蕩ならんか、拉し来たりて祖先に訴えこれを叱責す。子もまた大いに悔い改むという。神主は右図のごとし。【省略】また同族一宗挙げて祖先の靈を祭るために一祠廟を建て、同族挙げてこれが祭祀をなす。これを家廟という。

第二節 五穀を重んず

本島人は一般に五穀を粗末にせざる良風あり。これかの農夫が旦（朝）に星を踏んで出で、夕に月を戴いて帰り、櫛風沐雨勞苦艱難幾多の手数を経て作りし五穀なれば、一粒の米はあたかも幾百滴の流汗の結晶に似たりという觀念よりも五穀を重んずるものなり。由来本島に「一粒米亦着幾若百汗」の俗語あるはすなわちこの觀念より出ずる。また五穀を粗末にするときは雷公に撃殺せらるるという迷信あり。これ五穀を重んずるより出でたるものなり。なお本島人は日々の食物の残滓および食器の洗汁および米の研ぎ汁に至るまでこれを貯え置き家畜の飼料となしおれり。これをもってこれを見ればいかに五穀を重んずるかを推知するに足る。

第三節 文字を尊重すること

本島人は老幼婦女に至るまで一般に文字を尊重する慣習あることは一たび台湾の地に足を入れるれば直ちに知るを得べし。かの本島至るところの街庄において人々が釀金して一区ごとに一人の老翁を雇い、街巷に落ち散れる文字ある紙の一切すなわち新聞紙・名刺ないし広告紙の破れ紙等、いやしくも文字あるもの一切を拾って籠に入れ、廟前または街端、巷角にあるところの「字紙炉（※惜字炉）」、すなわち文字ある紙を焼くため設けある小亭状の紙焼き炉に入れ焼き、その灰の摘み溜まるに従いて海中に投じ、これにてことごとく清めつくしたるものとなす風あり。これ儒教崇拜より来るものなりという。

第四節 落書をなさざること

領台当時、各所の城門または寺廟等には、我が守衛兵がその廟壁または城門の門柱といわず墻壁といわず落書をなせり。その落書きは自己の原籍・氏名・情歌・山水天狗・へへのもへじ（※当時は「へへの」とも表記した）・はなはだしきは奇形の松茸、怪しき軍艦等、実に見るに忍びざる落書あり。これらは皆内地人の筆跡なり。現に台南南大門楼上の四壁皆これをもって埋める。また不敬もはなはだしきは台南開山神社、すなわち頽厦の一本よく明の正朔を報じて忠節無比の名を掲げし朱成功（鄭成功）廟の四壁に乱脈に落書しある一事あり。実に心なきのはなはだしきものにして母国人の体面を汚すものというべし。かくのごとく各所墻壁、土蔵の壁ないし停車場の圍廁（※便所）等に至るまで見るも忌まわしき文字あり。落書きする彼らは当然のことと思いいるならんも実に嘆ずべき悪風というべし。これに反して本島人は決してかくのごとき者なし。たまたまあるとせば無頼の悪太郎すなわち悪しき小児の悪戯なり。大人にあつては決してかかる者なし。このごとく悪太郎は「書読在脚脊頂」、すなわち背中に書を読みたるものとなし、教師または目上の者最も厳しく懲戒す。故に遂に落書する癖無きに至る。これらは本島特有の良風というべし。

第五節 文字ある紙を汚さざること

母国人は文字のある紙をもって汚物を拭いたまたは圍廁等に用うる輩あり。かの清国事変（※義和団の乱）の際、軍事探偵某清国人に扮して清国内に入り込み、言語・風俗・坐作・進退すべて清人と同じく容易に発覚せられざりし

に、たまたま厠に行き、文字ある紙を汚せしため、遂に国事探偵なること発覚し、清軍のために銃殺せられたる有名なる事実あり。このごとく他国人が文字ある紙を粗略に扱うに反し、支那人は文字ある紙を大に尊重す。故にその流れを汲みたる本島人は一小片の紙といえども文字あるものはことごとく字紙炉に持ち行き焼きつくす。青砥式経済という点より論ずれば如何というきらいあるも、文字を尊重する点については善良なる習慣というべし。また文字を粗末にするときは「孔子公背在脚脊後」、すなわち孔子を後にするの意にして、いわゆる尻食観音（※しりくらいかんのん。恩を受けたことに感謝しないさま）的に孔子の教えに背くものなりという。このごとき者は一生出世せずといい、また書をいかほど読み、字をいかほど習うとも、決して上達せずと称し、大いに懲戒を加うるをもってますますこの良風を致せしものなり。

第六節 婦人の刺繍

台湾の婦人は多く深窓にあり（中流以上のもの）刺繍を専らとす。故に製品たる山水人物花鳥等に精緻にして恒に外人の賞羨するところなり。

第七節 熱湯を用いる

衛生思想一般に幼稚なりといえども、毎朝の洗面および沐浴等決して冷水を用いず必ず温湯を用いる。これ冷水は諸種の黴菌を含むがゆえに用いざるにあらずして、古来よりの習慣遂に特性をなしこの美風を存せるものなり。

第八節 婦人の内職

台人産を貯蓄することを重んず。ゆえに毎日食するところの残滓をもってあるいは鶏を養いあるいは豚を養う。これ廢物の利用にしてまた良風たるを失わず。その他に林投帽編作、道場原料漂白・靴縫・造花・茶撰・石菜花（テングサ）撰り・箱貼その他枚挙にいとまあらず。これら工賃は一日八九錢以上三四十錢以下なるも、孜々（しし）勤勉する点についてはまた内地のそれに劣らざるものあり。これまた一良風というべし。

第九節 農家の竹囲

台人の居村竹藪をもって家を囲む。これを竹囲という。これただ防風・防盜および夏日涼納の用あるのみならず、竹材および筍を収む。これ一挙兩得のことというべく、これまた良慣習の一なり。

第十節 勤儉

童児八九歳以上に至り、なおいまだ学校（家事の都合上）に至らざるもの、一個の箱または籠を携えて菓子・ラムネ・果物・小豆等の流布小売をなす。夕に至れば元店に至りて約束の元金を返して儲けたところは自分に収入貯蓄す。これ貧民に多しといえども、一般に勤儉貯蓄の風自然に行われおるものなり。

第十一節 冷水を飲まず

冷水すなわち生水を飲むときは腹痛起ると称し、台人一般に生水を用いず、これ昔台湾は鹹水のみにして清水少なく、たまたま清水あるも濁水または瀧水（汚水）多くして生水を飲むときは必ず腹痛を起こしたり。故に必ず煮沸沈殿するを俟（ま）ちてこれを用いたるより、このこと遂に慣習をなし今の良風をなせるものなり。

第十二節 生物（なまもの）を食せず

台人は上下を通じて一般に煮沸せざるものを食せず。故に内地人の刺身・生豆腐・生酢（なます）・カラミ・生海

鼠（なまこ）等を食するを見て顔を顰（しゆく）し生蕃と嘲笑す。これまた自然的一良風たり。

第十三節 粗食に甘んず

台人一般に生活の程度低く、その下等社会に至りては常に疎菜と蕃薯籩（甘藷をおろして千切りとなし干したるもの）に米を加えて食す。これ良風に非らざれどもその粗食に甘んじ労働に従事する点は遠く内地の商人・農夫の及ぶところにあらず。かの台湾巡検（提督のごときもの）劉銘伝（光緒十七年）がわが帝国領事に言っていわく、日本と清国（台湾も含む）と人民の生活ほぼ相似たれども、外国人に至りては贅費殊に多く、例えば彼五百円の費用は我その半ばにて足れり。ゆえに一層奮勵して互いに競争するときは外人を圧倒し得るや必せり。しかるときは外人も余り従来のごとく貿易その他の上において一人利益を壟断すること難しからん。大いに勉むべきことならずやと。しかり生活程度の低き商農はその高き商農を圧倒するは理の当然にして、目下わが在台湾商農は知らず識らずの間に台湾在来農商に圧せられつつあるを知らざるべからず。

第十四節 食後の洗面

平素の食事または宴会等の終わりたるのち、必ず熱湯に少量の水を和したるを器に取りて洗面す。これ一は熱帯地なると、一は常に脂肪に富みたる食物を取るをもって、一旦熱湯にて汗および油分を拭い去るときは自然清潔清涼を覚ゆるをもって慣習となりたるものなるべきも、たとえ熱帯にあらざる内地においてもこれを行うときは心機爽快たること台湾に異ならざるべし。殊に在台の内地人は食後ごとにこれをなさばまた衛生の一助たること疑いなるべし。

第十五節 酒を嗜まず

台人一般に深く酒を用いず。ただ廉あるときすなわち祝日および宴会等に用うるのみにして常にこれを用いず。しかるに近来無頼の徒多く出で来たり花柳の巷に出入りし、料亭妓楼等にて盛んに酒を呑み時に喧嘩等をなす輩ますます多きを加うる傾向あるは嘆ずことというべし。

第十六節 呪誓

一の迷信より出ずるものなるも、互いに一事を口約するに当たり、その変心せざらんことを証するため互いに神を祈り紙に向かって誓言をなす。これを呪咀〔チウソア〕という。もしいずれか一人これに違（たが）う時は神罰たちどころに至ると言い、互いに恐れてその言を実行するもの多し。これ彼の儒教または道士輩の説教方便なるけれど、迷信もかく善用せらるるに至らば利するところ少なからざるべし。

第十七節 男子女室を窺わず

台湾において（中流以上にあつては）男女その室を区別す。ゆえに男子は一切女子の室を窺わざるをもって規とす。これかの男女七歳にして席を同じくせず的の儒教の教義より来たれるものなるべけれどこれ一の良風なり。

第十八節 女子肌を露わさず

台湾婦人は（中流以上）多く深窓に居るをもってなおこれを見るを得ざるも、下流社会といえども決してその肌を露わさず。内地人においては常に高貴の席に列する婦人といえども沐浴換衣等の際これを露出することあるべく、また下層社会に至りてはほとんど露わさざるものなく、台人これを見て常に嘲笑せり。在台内地人たる者あに心せざるべけんや。

第十九節 女の髪

台湾婦女乱髪をなすはこれ他人に対して無礼にしてかつ恥ずべきこととなし、毎朝食前または食後に必ずくしけずる。故に病者または狂人にあらざる限りは乱髪乱糸の婦女を見ることなし。

第二十節 衣服洗滌

台湾には元来湯桶なし。ゆえに身体を良くすることなく多くは湿布をもって体を拭う。しかるに垢脂これをもって拭い去られたりというべからず。故にほとんど毎日朝食後衫褲（※シャツやズボン）を洗滌す。これがためその身体否（いな）服装は常に瀟洒たるものなり。

第二十一節 卑者を慈愛す

本島に過房子・螟蛉子（※螟蛉とは青虫の意味）・媳婦仔なる語あり。過房子とは同族（縁近き）同姓の子弟を請い来たりて養子となすもの、螟蛉子とは同族同姓に非らざるものの子弟を請い来たりて養子とするもの、媳婦仔とは他姓の幼女を請い来たりて養育して他日おのれの長次男（何男にても可）に配するの目的または他に嫁さしむるの目的をもって養うものなり。これらのものはある家においては数人を養うものありといえども、少しも己の実子と区別せずこれを愛育し他日成長ののちはその財産を実子・養子に均分し相続せしむ。これ一に古来の慣習に基づくものなりといえどもその実子・養子を区別なく慈愛する心事に至りては内地におけるある社会の婦女の習うべくしておよばばるところなりとす。

第二十二節 冷食をなさず

台湾人はけっして冷食をなさず。一旦炊煮したるものといえども冷却したるときは必ずこれを煮沸して用いる。故にかの飲食物行商のごときも露店にて煮沸しながらこれを売る。殊に台南市のごとき砂塵多く風常にこれを吹き揚ぐる地においても最も良く消毒せらるるをもって罹病等のおそれすくなきや疑いなし。内地人もまた冷食せざる風習を作らばその衛生において益するところ多かるべし。

第二十三節 教師を尊敬す

師の後に従うて師の陰を踏まずとはこれ内地においてもいうところなり。しかれども年を経、月を逐うに従っていつしか教師を一の雇人視するの傾向となり、はなはだしきは教師より生徒（生徒の父兄が高位高官等の場合）に阿諛とまでは至らざるも甘言を用いざるべからざるの状態に進みつつありと聞く。はたしてしからばこれすなわち薪水の根源を断たるるを恐れてより起こるものにしてその勢いの趣くところ実に嘆ぜんば非ざるなり。台湾においては公学校ないし書房に至るまでその生徒は師を尊敬すること最も深きは、彼らの家庭がなおいまだ儒教の流れを汲める長尊を戴きいるをもって自然ならびに至れるものなるべし。彼の有名なる明治四十年十一月十五日匪徒蔡清琳（※西暦一九〇七年に起こった北埔事件の首謀者）なるもの北埔支庁および北埔郵便局ならびに各警察官吏派出所を襲撃しその附近にある内地人全部を殲滅し悲惨言うべからざりしその際、独り超然として生存したるは阿部北埔小学校長夫婦なり。もっとも阿部氏は不在なりしをもって論なきもその妻は当夜独り官舎に居れり。そうして事起こるや一生徒急ぎ告げ己が家の床下に隠す。匪徒来たりて再三捜むれども出ださずついに全きを得たり。これより先二十分時、支庁長渡邊氏の妻女支庁前なる某大家と交際己に八ヶ年に及ぶをもってこの家に逃げ入らんとせしに、その家人、今逃げ来り門に近くを見るや、内より門を閉じて入れしめず。ために匪徒後方より迫りて後頭を射貫きその頭と脳とを彼の門扉に印着し実に酸鼻に堪えざるの死を遂げたり。また昔日土匪旺

盛なる時において嘉義庁下樸仔脚に同じく支庁長はじめ数十名土匪のために殪（たお）れたり。このとき内地人と見るときはことごとく捜査しすべて塵殺（おうさつ）せり。しかるに樸仔脚公学校勤務小泉某一人この万死に一生を得たり。これおそらく教師なるがゆえに生を得たるものなるべく。なお同氏は大正三年二月に至り斗六公学校に転じ、その出発に際し生徒および父兄等その別れを惜しみ殊に氏のために輿を出して行列し音楽を奏して送りしという。これ独り小泉氏のみならず全島にあるところの教師多くこの敬意を受くるものなるべく、これをもってこれを観れば如何に本島人が師を尊敬するの念深きかを推知するに足る。

第二十四節 農夫の蹈草

蹈草〔タアサウ〕とは立ちながら足の平にて稲田の除草をなすものにして一見懶惰のごとく俗にいわゆる「骨惜しみ」に似たり。しかるに深くこれを考えるときは否らず。台湾南部は元より平野多かりしためしがたつて田区を廣大とせり、ゆえに一坵二甲余に渡るものもあり（甲は九段九歩余）、かくのごとき田の除草をなすにもし内地農夫がなすごとき中腰四つん這いにして除草に従事せば一日よく一線を除しあたわざるべし。これに加え炎熱爍くがごとき候なれば到底長時に堪ゆべからざるなり。ゆえに立ちながら傘を手にし煙草をくゆらしつつ足にて踏みこみゆくは一考に値ありとす。

第二十五節 農夫の除草

台湾農夫の除草は（水田の場合）多く田中に膝を折りて突き入れ、四つん這いとなり手にて草を採りゆくもの多し。これまた前述の蹈草の部に述べしごとく、田区広大なると熱帯なるとにより労力の持久を慮れるものなり。

第二十六節 農夫の灌漑

台湾の稲田には看天田というものあり。これ雨降るときは田となり、旱（ひでり）するときは畑となるものにして、もしはじめ雨多くしてのち旱（ひでり）するときは勢い池溝より（池溝は低く田は高し）水を給せざるべからず。このとき農夫等は多く竜骨車をもって水を引く。もしこれなきものは水桶の双方に二条の長縄を縛し、兩人田畦に分かれて下方の池または溝より水を汲み上ぐ。また池溝中に三本の高き竹を立て上方を括り、あたかも三角形をなさしめその三角点の中央より二条の縄を垂れ下げその下端に桶の両側を縛し、自在に動揺するごとく作り更にその両側に二条宛の縄をつけ、兩人にてこれを引きながら水を掻汲して田に灌ぎ、また右のごとくにして縄の下端を柄の付きたる竹製の箕の先の両側を縛し、一人にて柄を挙げて水を掬い柄を水平になしつつ水を田に灌ぎ入る。これ一見戯れのごとくなれども、何甲歩と称する大田に水を灌ぎ入るに内地人が行うがごとく性急に汲み入るときはたちまち疲労して久しきに堪ゆべからず。また炎日焼くがごとき日において短兵急激にこれをなすときは直に疲労して倒るるに至るべし。これ土地および氣候に従って起こりし自然的風習なりといえども、この寛々たる大農的態度は到底内地農夫の企て及ばざるところなり。

第二十七節 腿臂（ももひじ）を露わさず

内地人の下流者はややもすれば腿臂を露わし更に恥ずるの色なく平然たり。はなはだしきに至りては小街小巷至るところに三々五々相集まり、いずれも裸袒（はだぬぎ）かつ臂を露わして雑談す。殊に婦人においてははなはだ見苦しきものというべし。台湾人にありてはいかに炎威さかんるときといえども決して裸体とならず、また臂・腿等を露わすことなしと誇りおれり。内地人たるものこれを聞いてもっていかんとなす。

第二十八節 乞食は常に徘徊せず

内地人乞食は時を選ばず人の門戸に立ちて食を乞うも台湾乞食はしからず。祭祝日または結婚その他かどある時、ないしは月の二日と十六日に非ずんば出でて物を乞うことなきはまた一風というべし。

第二十九節 尊族を尊敬す

おのれの上長を尊敬するはいずれの国においても同じきところなるも、台湾においては殊にこの觀念深きものあり。ゆえに尊族の言は絶対に服従するものにしてまた尊族に対し公事すなわち訴訟を提起するものなし。しかるに世の変遷とともにこの良風日につきに消退し、現今にあつては利欲のために実親を告訴しまたは訴訟を提起するに至れるは嘆ずことというべし。

第三十節 舟子清水を惜まず

船手の清水におけるや貴きことあたかも甘露のごとし。いかんとなれば船の航海中一朝清水欠乏せんか、四面ごとく鹹水にして一滴の清水をも得るあたわず。ゆえにすこぶる清水を貴ぶ。しかるに僚舟来たりて水を求むれば必ず分かち与う、これ平素自己が辛らき経験を有するをもって他人を思うの情また切なるあるによる。舟子多く目に一丁字なし。しかるにすでにこの深情あり。彼の多少文字を識る輕薄者聞きて顔色なかるべし。

第三十一節 早起

いかなる貧民といえども毎朝早起の風習あり。殊に広東人に至りては一層早起す。朝起き三文の得ありという俚諺さえあり。真に一良風というべし。

第三十二節 旌表（せいひょう）

支那に旌表の典あり。これその人の善行善徳を旌表しもつて奨善儀範となし、風教を維持するの一方便となせしものにして、節孝および義行のため石坊（石の鳥居）を里門に建てその善行を表章す。これを旌表という。かの巡撫劉銘伝が上奏し建てたる紳士洪騰雲の善行を表章するため、台北城内に石坊を建て「急公好義」と題せるものすなわちこれなり（※この石坊は二二八公園に現存する）。今は移して台北新公園にあり。また各所の町端里門に「石鳥居」あるは、すなわちこの旌表なり。

第三十三節 郷党相助

台湾県志にいわく、「視疎若親、窮乏疾苦相為周恤（疎を視ること親のごとく、窮乏疾苦は相（たす）け周恤となす）」としかれども世海濁流漲（みなぎ）り、日に月に人情紙よりも薄く、甲は乙を倒し丙は丁を呑まんとするのちたचितるところに皆しからざるなし、「視疎若親」の句いづれに存するや疑いなきあたわず、しかるに余去る明治三十一年台北庁管内坪林尾地方山村に旅行す。この附近一帶山また山、谷また谷、一家嶺頂にあれば一家山脚にあり、その間約半里を距（へだて）るあえて珍しからず、ゆえに隣家事あるも遽（にわ）かに呼応すべからざるの地なり。しかりといえども人民質朴にしてかつ事理に暗くよく人の言を信ず。彼の土匪蜂起時代においてその統領たるものの巧言ならびに脅迫に遭い、この附近一帶挙げて土匪に投じたるまた故なきにあらざるなり。余彼の有名なる樹海嶺頂より左折して九芎坑庄（※現在の新竹県芎林郷）に至らんとす。途中一土人と伴う。土人いわく、「この地道路狭隘陰崖多く、加うるに草木路を掩い行人に便ならず。また人家遠疎にして水火を求むるに苦しむ。ゆえにこの地を通行するものは至るところの家に就き水を求め火を請い食を請うも皆喜んでこれに応ず。故に行人は錢を携えず飯を帯びずといえども、暮るれば人の家に至りて泊を請い飢ゆれば人の家に至りて食を乞う。これこの附近の風習にして別に重き返礼を欲するに非ず。ただ相救助するの意に出ずるものなり。」とならびにいたって「視疎若親」の句意このと

ころに存ずるものにして余はこの良風のいつまでも永く存せんことを希（こいねが）うものなり。

第三十四節 義渡

義渡とは河または溝・潭・沼等の渡船せざれば通行するあたわざる場所にその附近の人民醵金し船または筏を造りまた人夫を雇いてこれを漕がしめ、船賃を徴せずして行人の便を計らしむ。昔は各地にこれありしも今は苗栗辺広東人部落にのみ存じて北南部に見ること少し。願わくは南部のごとき雨季長くかつ河溪たちまちに漲溢して行通に便ならざる際において義渡を各処に設けて行人に便利を得せしめんか、公のために益するところ多かるべし（これ元清国時代の遺制なり）。

第三十五節 茶亭

台湾は炎暑の期間長くして寒冷の日少なし。ゆえに行路の人の困難譬うるにものなし。これをおもんばかりて各所の篤志家・慈善家一大瓶に茶を入れ碗を添え路傍の樹下または草小屋を建ててそのなかに置き、行人の渴を医せしむ。一度このところを通りたるものその慈恵に感ぜざるなし。これ義渡と相並びて賞すべき良風たるものなり（これまた清国時代の遺制なり）。

第三十六節 義倉

元各地に義倉と称するものあり。これ清国時代官民の義捐によりて設けたる倉庫にして常に米穀を蓄積し、一旦凶歳に遭わばこれを開きて救済するの意に出でたるものなり。台北・台南・嘉義・鳳山・大甲（※現在の台中）・苗栗・宜蘭等にありしというも今はこれを存せず。

第三十七節 養濟院

養濟院とは清国における郵政の一にしてその目的は鰥寡孤独（かんかこどく）頼るなきの窮民を救済せしところなり。また民間有力者財を投じてこれを賛助し、彰化・台北艋舺・新竹・鳳山・嘉義東門外・台南等に設置せり。台南城外諸羅寮すなわち乞食寮と言いはこの養濟院を指せしものなり。

第三十八節 普濟堂

これまた郵政の一にして紳民・好義者の設立に係り、官は銀米を発して行旅病者を収養せり。乾隆五十一年林爽文の乱のとき収養せる窮民どこへか離散して行くところを知らず。のち附近に老者十三名あり、林爽文の乱を知りながら官に告げざりしものとして捕らえてその眼をえぐり拘禁せり。のちその冤なるを知り放還せしも盲目にて生計に困ず。よりてことごとく該堂に収養して身を終えしむ。人呼んで十三寮という。台南城内竹巷口街福州廟の屋後にありたりしという。

第三十九節 育嬰堂

該堂は遺棄せられたる児童を収養せしものにしてあたかも我が孤児院にあたり。艋舺・擺接堡（※現在の新北市板橋区）・枋橋街（※現在の新北市板橋区）・彰化・嘉義・台南・澎湖島等にありてこれまた官民の義捐して設置せるものなり。

第四十節 郵務局（じゅつりきょく）

巡撫沈葆楨の首唱にして官民義捐をなし設けたるものにして、嫠婦（りふ）（※寡婦のこと）貞操にして貧なるも

のに一ケ年銀十八円ずつを給するの規定なりしという。

第四十一節 留養局

孤老者を収養するところにしてこれまた官民捐銀して設けたるものなり。その所在は彰化街牛稠仔庄、南投庁下北投堡、台中庁下棟下堡等にありたり。

第四十二節 義塚

義塚とは行旅死亡者または孤独者その他の窮民の死体を埋葬するものにして、一種の慈善的共同墓地の制度なり。官費または義捐の金をもって設けたるものにして台湾いたるところにあり。かの大象廟・萬善同帰および有応公すなわちこれなり。

第四十三節 書房

書房は昔内地における寺子屋と同じきものにして今なお台湾において教育補助機関として留存せり。かの社庄、小巷に数童集まり大声を張り上げて、「子程、子曰、大学孔子之遺書」云々の声を聞くものすなわち書房とす。そうしてその掟大概左のごとし。

- 一、入学 正月に至れば児童（七八歳）は書房に入学す。この際佐藤豆五合、芹・葱・ゆで卵・金神・線香・蠟燭および束修金（五十錢以上）とを先生に贈る。
- 一、先生 は入学児童を導き孔子像の前に立たしめ、卓上に香燭をともしまた香三本を取り児童に渡し、児童香を受け孔子像を拝し、香を先生に返し、更に席を地上に敷き、児童をこの上に座さしめ孔子の像を跪拝せしむ。のち起って先生を拝す。先生曰く、孔子公を拝すれば可なりと、ここにおいて児童更に孔子公の像を拝し式を了す。このとき旧生徒はかたわらに並列し、先生は金紙を焼き終わって、ゆで卵を取って卓上に置き旧生徒に与う。のち各生徒の名を呼び次に新児童に三字経一句（人之初）を教う。のち芹および葱はこれを植えしめ砂糖豆は各生にわかち与う。この芹はすなわち泮水采芹（※学校のまわりの水辺で芹を取ること。すなわち入学を意味する）の古事にならうものなるべし。
- 一、休日 一定せざるも正月中二十日まで、五月五日、七月七日、九月九日、十一月四日（孔子祭）、年末などを休日とす。これらの日、生徒は金紙・線香・蠟燭および祝儀を教師に贈るものとす。
- 一、書房の教科書左のごとし。【省略】

第四十四節 文武学位

台湾における文学位は進士・挙人・貢生・監生・生員にして、皆文学人に優れたるものある階級程度の考試（試験）に合格したる有資格者をいう。武術者の位は進士挙人、生員にして皆武芸に長ぜざる者あるいは階級程度の試験に合格したる有資格者という。生員とは直省儒学にある学生にして俗に秀才と称するものなり。秀才とならんとするには提督学政に施す文武學術の試験に合格するを要す。いまだこれに合格せざるものを童生という。秀才の試験は歳試科考の両度に行う。その成績の優劣を区別すること左のごとし。

- 一、第一等のものを廩生という（官費を給せらるるもの）。
- 一、第二等のものを增生という
- 一、第三等のものを附生という
- 一、第四等のものを青生という、秀才（生員）の劣等なるものをいう。

これより以下を社生といい、秀才たる地位を喪失す。

台湾においては全台首学（今の台湾孔子廟）に秀才を集めて教育したり。以上階級のほか状元・榜眼・探花等の称あれども、本島にこれらの有位者なきをもって今挙ぐるの要なし。武学位は武童試に合格したるもの生員（秀才）となり、武鄉試に合格したるものを武举人となり、武会試を経て武殿試に合格したるものを武進士という。以上進むに従って文進士等の名称に同じ木学位を得るものなり。

第四十五節 封爵

封爵は支那王族功臣に授けしものにて公・侯・伯・子・男の五階級ありしも、後世皇族に授くる封爵は、和・碩・親王・世子・多羅郡王・長子・多羅貝勒・固山貝子・鎮国公・不入八分鎮国公・不入八分輔国公・鎮国將軍・奉国將軍・奉国將軍の十四等あり。また外藩に授くる官爵として親王・郡王・貝勒・貝子・鎮国公・輔国公の六等ありしといえども今台湾に爵位あるものなし。ただ嘉義に伯爵王徳禄の子孫あるのみなり。

第四十六節 儒学

儒学は官制なれば風俗というよりもむしろ制度というを可なりとす。しかれどもその一般を知らんため並びに略記す。儒学は本島各所にありてその重なるものは台南儒学（学校）にして、次に安平、鳳山、嘉義、彰化、雲林、苗栗、台北、新竹、淡水、宜蘭等にあり。台南は今の孔子廟（全台学首）にして全台の生員（学生）入学せしものなり。儒学の維持は学田園より上がるところの収益をもってこれに充てたり。そうして職員は教授一名、書弁二名、学計六名を置きたりという。

第四十七節 書院

書院は官民の捐金によりて設立せられたるものにして同じく学会を設け生徒を聚（あつ）め講習に従事するところをいう。すなわち台湾の崇文書院をはじめ、各所の海東書院（台南）・白沙書院（彰化）・明志書院（八里盆堡）・学海書院（艋舺）・登瀛書院（臺北南投新庄）・崇基書院（基隆）・仰山書院（宜蘭）・英才書院（苗栗）・宏文書院（台南）・文開書院（鹿港）・興賢書院（員林）・道東書院（彰化和美線庄）・龍門書院（斗六）・修文書院（西螺高厝埕）・振文書院（他里霧社尾）・羅山書院（嘉義南門外）・王峯書院（嘉義菜園庄）・王山書院（塩水港支庁下店仔口街）・奎壁書院（塩水港文祠巷）・蓬壺書院（鳳山）・鳳崗書院（鳳山一甲庄）・屏東書院（阿緱。※現在の屏東市。なお、屏東の地名はこの書院名から名づけられた）・雪峰書院（阿里港。※現在の屏東県里港郷）・華文書院（蕃薯寮觀音亭街）（※現在の高雄市）・文石書院（澎湖）等にしてこのごとく各所において育英事業に力を尽くしたるものにして、その職員は院の大小によって異なれども董事会東（幹事）若干名、院長一名、監院一名、院丁若干名なりしという。

第四十八節 賓興館

賓興館とは嘉義街にありしものにして、もとは試験に应ずる学生に費用を給する目的をもって設立せしものなり。館に田園数甲（※一甲は約〇・九六ヘクタール）あり収益をもってその費用に充つという。また学事奨励に力をつくしたる跡を見るに足る。

第四十九節 学会

学会もまた学事奨励のため地方の富豪紳士が自己の田園または租穀を寄付して組織したる財団にして新竹の登雲会・培英社・試院・明善堂義塾および新庄山脚における明志義塾、鳳山の曹公祠内の義塾その他南投庁下にある玉峯社・碧峯社・華英社・梯雲社のごときは皆これに属する性質のものにして、またもって台湾における一良風というべし。